

## 平成27年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成27年3月4日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例及び本巢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第5 議案第5号 本巢市教育長の勤務条件に関する条例について
- 日程第6 議案第6号 本巢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第7 議案第7号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 本巢市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第10 議案第10号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 本巢市の保育の実施及び市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第16号 本巢市教育集会所条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第17号 本巢市景観条例について
- 日程第18 議案第18号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画について
- 日程第20 議案第20号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第21 議案第22号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第23号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第24号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第25号 平成27年度本巢市一般会計予算について
- 日程第25 議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第29 議案第30号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計予算について

日程第30 議案第31号 平成27年度本巢市水道事業会計予算について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

### 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

---

### 開議の宣告

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 船渡洋子君と6番 臼井悦子君を指名いたします。

---

### 日程第2 議案第2号（質疑・委員会付託）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第2号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第3号（質疑・委員会付託）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例及び本巣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、総務企画委員会に付

託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第4号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

##### ○18番（鵜飼静雄君）

まず初めに教育長にお伺いしますが、今度の教育委員会制度の大幅な改定によってどういうことが起こるのかということで、2点お伺いしたいと思います。1つは、これまでは教育委員会というのが、行政からの独立した機関として教育政策についての方針、大綱を教育委員会で決めていたと思うんですね。それが、今度は実質的には市長のもとで作成されるということになっていくというふうに理解すればいいのでしょうか。そういう点と、もう1点は、今までは教育長ではなくて、教育委員長が教育委員会を指揮していたわけですね。教育委員長というのをなくし、そのかわりといいますか、教育長がそれに当たる。でも、その教育長というのは今度は特別職ということになって、市長の指揮、監督下に置かれるということになると、実質的に教育委員会を指揮していくのは市長ということになるわけですか。まずその2点について。

##### ○議長（黒田芳弘君）

付託先が総務企画委員会になっていますが、教育長、よろしいですか。どうぞ。

教育長。

##### ○教育長（白木裕治君）

今、2点御質問をいただいたわけでございます。

1点目でございますけれども、教育に関する大綱を首長が策定するというところに今回の法律改正がなっております。そのことについては間違いないことではございますが、これらにつきましても、総合教育会議を開くわけではございまして、その中で首長と、それから教育委員が集まりまして、方向について、そして大綱の内容につきましても検討をさせていただくということではございますので、決して独断でとか、そういう方向ではないというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の中身でございますけれども、教育の独立性の問題についてでございますけれども、おっしゃられますとおりに、これまでとは変わりました新しい教育長ということで、教育委員長がなくなりまして設定されるわけではございまして、この新しい教育長につきましては、委員の

皆様の同意を得て、議長が任命するという形になっているわけでございます。おっしゃられるとおりでございますが、最終的には教育の方向につきましては、教育委員、教育委員会のメンバーと協議をして決定をしていくものでございますので、教育委員会のほうで今までどおり教育のことにつきましては精いっぱい考えさせていただきまして、本巢市の子どもたちのためにということで、方向が異なるものについては、実際に行っていないという方向をとってまいりますので、そのことについては独立性が守られると、また守っていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど議長が言われたように、総務企画委員会の所管事項になります。私も総務企画委員ですので、そこで質疑をすることについてはするつもりでありますけれども、その場に教育長を呼んでというふうにはならないので、今回は教育長にお伺いをしていますが、特に心配していますのは、全国の例でいうと、特に大阪市のやり方を見ていますと、本当に心配になってくるわけです。そういうこともありますので、またこのほかの件については、委員会でまた質疑したいと思っておりますのでよろしく願います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第5号 本巢市教育長の勤務条件に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付

託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第6号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第6号 本巣市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第7号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第7号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

##### ○3番（鏝本規之君）

今回の条例改正に基づくことをございますけれども、説明をるるしてもらいましたけれども、本則と附則という形で、本則のほうで3万5,300円というふうに記載されており、また附則のほうで2万5,100円と記載されていると。金額のことで、わかりやすいところと言いますと。そういうものが、このとき、金額においてはそう変わらないということで、この金額が本則のほうに変わるといようなふうに承っておるわけですが、そういうふうでもしなるとするならば、今までこのような形で本則と附則という形がついた経緯と、またいつ、どういう形でこういうものがなされたのか。その目的とか、もしわかりましたら御説明をお願いいたします。

##### ○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

**○市民環境部長（片岡俊明君）**

ただいまの御質問でございますが、本条例につきましては、平成22年度に税率改正を行いました。それ以降、3年間で段階的に引き上げることになっておりましたが、それ以降の医療給付費の動向等を見まして、附則適用をさせていただいたところでございます。

附則で規定をする場合でございますが、一昨日の補足説明でも申し上げましたところでございますが、あくまで本則に付随するものであるということでございます。本則と全く関係ない事項を規定するものではございませんが、法規上は経過措置の意味合いが強いということと考えております。こうしたことから、3年間につきましては、附則の適用も可能だったかと思いますが、本来的に本則へ変えるべきだということで、今回を提案させていただきました。このことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

[挙手する者あり]

**○議長（黒田芳弘君）**

3番 鏑本規之君。

**○3番（鏑本規之君）**

附則をつけたということに対しては、状況を見ながら、本来は変えるべきであったというふうに今答弁の中にありました。実質的には、それ以上の長い年月がかかっているわけなんですね。その中において、毎回この問題において、先輩議員のほうから附則ではいけないのではないのか、本則に戻すべきではないのかというような質問等があったにもかかわらず、このように長い年月がかかって、今回こういうものが出されてきたということにおいて、何らかの理由があるのかなあという思いがしておるわけだ。

それから、金額において、本則のほうにおいては3万5,300円等々の値段が書かれている。また、附則のほうにおいては2万5,600円等々の金額が記載されていると。これが本則にそのまま移行しますと、万が一のことがあった場合における形として、本則のほうに3万5,300円という価格が書かれていたかと思うんですね。この状況において、新たに3万5,300円というところを2万5,100円に下げるということにおいて、もし万が一のことがあったときを勘案して、対応ができるのかということ、まずお伺いをしたいということ。

もう1点は、ごく近い将来、この国民健康保険等の改正がまたなされて、この1市だけではなく、広い広域の中で物事がなされるであろうというふうに伺っております。それまで、このままの形でいくことにおいて、何ら問題もなかろうかと思っております。また、そのごく近い将来、本則に直さなければいけない事態になるかと思えますけれども、そういうことを含めて、なぜ今回出されたのかの改めてお聞きをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

市民環境部長 片岡俊明君。

**○市民環境部長（片岡俊明君）**

ただいまの御質問でございますが、やはり国民健康保険税につきましては、目的税という性格も

ございますので、被保険者の方に税率等をはっきりとお示しをするというのが本来の姿だと考えております。

2点目でございますが、新聞等で今話題になっております市町村国保の都道府県化という問題がございます。政府におきましては、閣議決定を3月にいきなりされまして、現在の通常国会に関連法案が上程されるということでございます。スケジュールとしましては、平成30年度に都道府県化というふうに既に決まっておりますので、こういうことを踏まえまして、やはり現在の段階で本則に変えるべきだというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

国会のほうでも、広く大きくという形で、本則のほうに当然直さなければいけない事態が生じるであろうというふうに思っております。そのときにおいて、前の質問の答えにはなっていないかと思うんですけども、そのときにやればいいのか。どうして今まで先輩議員たちが指摘した中において、どの議員からもそういうことに対しての指摘もない、また執行部のほうにおいてもそういうことの改正に対しての質疑等々の提案もなされてこなかった。どうしてあと数年先にはきちんとしたルールの中に定められるであろうことがわかっているにかかわらず、どうしてまた今回、この時期に出してきたかということをお尋ねをしたわけですが、その理由が述べられておりませんので、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

議員御指摘のとおり、定例会等において過去にそういった御発言がございまして、検討をしてみました。昨年の9月の定例会の一般質問におきまして、市長より、早急に本則へ変えるという形のお答えをさせていただいておりますので、この時期に予定をさせていただいたわけでございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

## 日程第8 議案第8号（質疑・委員会付託）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第8号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

### ○3番（鏑本規之君）

また今回も、人数の改正ということで上程をされております。その中において、利用者が減ってきたということが述べられておりますけれども、利用者が少なくなったということについての原因等がもしあるとするなら、それについての御説明をお願いいたします。

### ○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 林正男君。

### ○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、数が非常にここ近年減ってきたというのは、設立当初は周辺に余りデイサービスセンターというのがなくて、市の行政のほうでやり出したデイサービスセンターが主でありましたが、ここ近年、民間の事業者、それと医療機関、お医者さんがデイサービスを併設してやっている、そういうのが非常に多くなりまして、どうしてもお客様といえますか、通える方がそちらのほうにやっぱり流れているというのが、減少してきた原因ではないかなというふうに思っております。

### ○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第9 議案第9号（質疑・委員会付託）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第9号 本巣市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第10号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第10号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第11号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第11号 本巣市の保育の実施及び市立幼児園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第12 議案第12号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第12号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第13号（質疑・委員会付託）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第13、議案第13号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第14 議案第14号（質疑・委員会付託）

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第14、議案第14号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

#### ○3番（鏑本規之君）

簡単な言い方をしますと、料金の改正ということの条例でございますけれども、他のところにおいても、極端なことを言うと、いただくものはいただく、出すものは出すという方向性が正しかろうという思いがしております。この中においては、整合性がとれるということで300円に上げるというような形に持っていくということなんですけれども、同じように市の施設、設備の中において、

それぞれに借りておられる方もおるかと思うんですね。わかりやすく言えば、観光協会もその一つでありますけれども、市の施設の中にあります。そういう観光協会もそうですし、それから入会地管理組合もそうですし、それと水道、農業のあれもそうだと思うんだけど、3つか4つあったかと思うんですけれども、そういうところにおいても同じように料金の設定がなされているのか。また、ここだけをそういうふうにするのかということがわかりませんので、他との整合性もあるかと思いますので、市の中において、設備として借りている等々がもしあるとすれば料金等をいただいているのか、またいかほどいただいているのか、御説明願えれば幸いです。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案自体につきましては、教育委員会の所管だと思いますが、ほかの施設についてもありますので……。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

---

午前9時36分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

再開いたします。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

先ほどの御質問でございますが、庁舎等の施設の利用料といたしまして、文化協会、体育協会、先ほど言われていた観光協会といった各種団体につきまして、施設の面積、並びに電気料、電話料、水道料を勘案して使用料をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第15号（質疑・委員会付託）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第15、議案第15号 本巢市生涯学習施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第16 議案第16号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第16、議案第16号 本巣市教育集会所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第17 議案第17号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第17、議案第17号 本巣市景観条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第18 議案第18号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第18、議案第18号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第19号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第19、議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第19号 根尾西辺地に係る総合整備計画については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第20 議案第20号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第20、議案第20号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第20号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第21 議案第22号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第21、議案第22号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

##### ○7番（高田文一君）

それでは、3点ほどお聞きをいたしたいと思います。

予算書の14ページでございますが、細節372市民活動推進助成金についてまずお聞きしたいと思います。この推進助成金につきましては、平成26年度から助成内容を拡充して予算化をしたというふうに記憶しておりますが、減額160万、当初予算200万だったと思いますが、ということは執行予算40万ということになるわけですけれども、そういうこの助成ですけど、拡充しながら進めてきたわけでございますが、これはどういうことだったのでしょうか。PRが少なかったのか、制度に問題があったのかわかりませんが、40万円の執行で今回は補正額が160万というふうになっておりますが、その内容についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、下の細節373、移住定住補助金のことでございますけれども、これは私の記憶が間違っていないかもしれませんが、平成24年度からの新規事業だというふうに記憶しております。そう

ということで今回も計上されたわけですが、減額が168万円、差し引きしますと、当初予算が186万でございましたので、18万円の結果になっております。この内容につきましても、もともとは北部地域の人口減少対策、あるいは少子化が進むことによってそういういろんな問題が起きているということで事業説明がございました。農地の荒廃とか、あるいは自治会の地域活動の衰退であったり、小・中学校の複式学級等々いろんな問題があつて、こういう助成制度を計上されたというふうに思っています。これも18万円の執行予算だということで、少し中身についてもお聞きをしたいと思えます。

3点目は、予算書の最終ページ、26ページの給料及び職員手当の増減の明細がございまして、説明欄の時間外勤務手当が233万4,000円の減額の内訳の説明でございまして。少しさかのぼってみますと、たしか12月補正で増額補正をされたというふうに記憶しています。700万ぐらいでしたか。専決と両方合わせますと800万ぐらいのプラス増額補正を12月にされて、それで今回、わずか数カ月で減額補正されたということは、その間に何か事情があつたのではないかと。あるいはいろいろな課内、あるいは庁舎内での申し合わせ等々があつたのか。現実的な話をお聞かせ願いたい。

以上3点について、お聞きをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

**○議長（黒田芳弘君）**

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の市民活動推進助成金の160万円の減額についてでございます。26年度の当初予算におきましては、10団体に対しそれぞれ上限でございまして20万円を交付するというところで、200万円を計上させていただいておりました。今年度、結果的にはございまして、2団体への交付ということになりまして、その差額でございまして160万円を今回減額させていただくものでございまして。

今、議員がおっしゃられますように、こういった結果を考えますと、やはり制度の周知といったものが十分できていなかったのかなというふうに思えます。いずれにいたしましても、今後につきましては、市のこういった助成制度の普及を図るということに加えて、市民の皆様方の協働の意識のさらなる高揚に努め、市民活動が交流しやすいような助成金であるように、周知を図ってきたいというふうに考えております。

それから、2点目の移住定住補助金の168万円の減額でございます。この件につきましては、この移住定住補助金は、北部地域への移住定住を促進するため、新築が1軒100万円、それから中古住宅を購入されたという場合には1軒50万円を限度とする。また、借家の家賃に対する補助金として2軒36万円を計上いたしておりました。しかし、結果的に、やはりこちらにつきましても、1軒の家賃補助のみということで、18万円の執行見込みでございます。したがって、その差額でございまして168万円を今回減額させていただくわけでございますが、この移住定住補助金につきましても、先ほど議員がおっしゃられましたように、この制度の拡充を図って、北部地域への移住定住を促進するというところの狙いが今も当然でございますけれども、そういう中で取り組んでまいりま

したが、結果的にこの家賃補助の1軒のみということになっております。

したがいまして、今後につきましては、実は新年度から行います南部地域を対象に行う補助制度もございます。こうした補助制度と同様に、北部地域につきましても、子どもの数により助成金を増額する仕組み、こういった形に改正をいたしまして、今後ますます北部地域への移住定住、また南部も同じでございますが、そういった形で、その仕組みをつくった中で、こういった助成金を活用していただくように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、3点目の時間外勤務手当の今回233万4,000円の減額についてでございます。この233万4,000円の減額につきましては、臨時福祉給付金支給事業に係る時間外勤務手当136万円の減額、それと子ども・子育て臨時特例給付金事業に係ります時間外勤務手当97万4,000円の減額でございます。今回3月補正におきまして、それぞれの国の補助金も減額をさせていただいた関係上、事業の減額にあわせて、この時間外勤務手当も減額をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

1番の市民活動推進補助金については、周知を今後図るということでございますが、そのことと踏まえて協働指針、協働体制も整えたいということで、市民協働指針もできていることですし、いろんな意味で協働という言葉が総合計画にも出てきていますので、その実践について、やっぱり進むことが本当の意味のことではないかというふうに思っています。

なかなか拡充を図っても応えていただけないということについては、これもずうっと続けておって、またそういう応えがなかなか出てこないということで、言っておられるように、市民協働指針なるものはやっぱり重点的に方向性を持って、広い意味で広めていかなかなか難しいことではないかと思っておりますので、答弁にございましたように、協働指針を超えて周知を図るということを進めていっていただきたいなあというふうに思っています。

それから、同じく2番目の移住定住補助金につきましても、これは北部対策といいましょうか、随分いろんな施策を講じられております。ぜひその実態に合わせることに、やっぱり広く市民の皆さん、あるいは市民外の皆さんにも周知が必要だし、実績というのは難しいことかもしれません。長い長い歴史があって、土地の文化というものがあるかもしれませんが、市総挙げてその北部対策を進めているということは間違いないことでございますので、さらに方策を考慮して進めていただきたいなあというふうに要望しておきたいと思います。

それから、時間外の問題なんです、国の事業にあわせて今回も減額をしたということでございますけれども、確かにこの3月近くになりますと、例年のことでございますけれども、特に国の補助金とか交付金が急遽来ております。そういうことで、国の事業にあわせてその時間外対策というのは、それは非常に近々になってからなんです。年度末になってから多い。何を言いたいのかとい

いますと、国庫支出金であったり、交付金も含めてのことですけれども、今度の地方創生もそうなんです、2月とか、それ近くになって、そういう助成金、補助金がある。しかし、それにあわせて減額するというのは、どうも理解がしにくいわけですが、それじゃあ職員の皆さんの日常業務はどうなのかということでございますよね。やっぱり増額してきたというのは、確かにそれなりの業務内容に意味があって、職員の皆さんに対する業務で時間外対応をするわけですので、その辺が実態と補正をされた予定というものがなかなか見にくいんですけども、実際はどうなんでしょうか。実際の職員の皆さんの勤務状態というのはどういうふうになっていますか。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

お答えをさせていただきます。

いろいろ国庫補助事業なり、県の事業も含めてそうなんです、補助事業でございますと、事務費というような形で、それぞれ人件費に対しての助成対象になり得る事業がございます。こういった事業を、市といたしましてはできるだけ活用するというのも踏まえて、ある意味今回のような臨時福祉給付金の事業でありますとか、子ども・子育ての臨時給付金、こういった事業につきましては、全くのイレギュラー的な事業でございますので、そういったことによりまして、職員の時間外勤務手当という形で、通常の業務とは別の労力というようなことで、この時間外勤務手当で何とか事務処理をとということでございます。

ただ今回、これだけの金額が減額となったということでございますが、またあわせまして、今回3月の補正で事業費も減額をさせていただいております。そういったことで、その事業量に伴う時間外勤務手当の減というようなことでございますので、決してこの時間外勤務手当で減額をして、ほかの業務のしわ寄せがあるということではございませんので、そんな形で御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

わかったような、わからんようなことでございますけど、非常に時間外勤務手当に関連する職員数ですね、前のページの25ページですか。284というのはたしか6月補正のときの、当初人数は287でしたか、当初予算って。284に職員数を補正されたのは、たしか6月議会だというふうに思っていますが、ということは6月からこの284というのが、いわゆるここに上がっている職員数は変わらないというのがあるんですけど……。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

25ページでございますように、現在の一般会計における職員数は284名でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは4点お伺いしますが、1つは、先ほど高田議員からありましたページで言いますと14ページになりますが、森林セラピー関係の予算が923万4,000円に含まれています。その中身は、寄せ集めをしますと、イベントの出店者で消耗品、燃料費、通信運搬費、運營業務の委託料、看板設置、備品、合わせて923万4,000円になりますので、そういう内容だというふうに思いますけれども、今回イベントの出店があり、また看板設置があります。だから結局イベントをやられるということだろうというふうに思いますので、この予算の中身は一体、もう少し具体的にどういうことなのかお伺いしたいということと、運營業務の委託、どういうことをどういうところに委託をして、この森林セラピーの事業を進めていこうとしているのかお伺いをしたいと思います。

2つ目は同じ14ページですが、今度の新しい移住定住促進補助金が2,800万円ございますが、この場合、言葉として移住定住というセットで大体語られることが多いわけですね。すなわち、市外から市内へ移住して定住をしてもらう人に対しての補助金というふうに一般的に理解をしているわけでありましてけれども、ふと考えてみますと、外からももちろん来てもらう、そのことによって人口増を図っていくということも、もちろん非常に重要なことでありますけれども、あわせて今まで市内にいた若い人たちが、市外、近くで言えば穂積駅に近いからということで瑞穂市に住むとか、そういうような流出を防ぐ手だてもあわせて必要じゃないかなということも、この補助金を見ておりまして感じたわけですが、そういった対策については何かお考えがありましたらお伺いしたいというふうに思います。

3つ目は、19ページの観光アプリのことであります。文殊の森を対象としたアプリを作成して、発信をしていくということでございます。商工振興費ですね。そのこと自体は、今の時代の要請に合っているというふうには思いますが、文殊の森を中心として、その周辺部を含めた形で、来た人が文殊の森だけでなく、その周りも含めていろいろ散策したり楽しめるような、そうしたPRをしていくことも大切ではないかというふうに思っています。

近年、文殊の山の歩道を有志の人たちが整備をしたりということで、通れるようにだんだんできています。展望としても非常にいいところでもあります。ただ、文殊の森に限定する必要は必ずしもないのではないかというふうに考えておりますが、その点についてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

4つ目は、20ページの道路後退用地に関することですが、今回、施設等整備事業補助金が、予算が全部減額されたということで、この対象事業、あるいは申し出がなかったということになるわけでありましてけれども、申し出といいますかね、受け手がなかったというふうに理解するとい

かもしれませんが、ここまで全くないということになりますと、やっぱりその制度の一番もともとの部分でやった見直しも必要ではないかと。これまでもたびたび申し上げてきたと思いますので、繰り返しは避けますが、そうした見直しについてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。以上です。

**○議長（黒田芳弘君）**

1点目、2点目につきましては企画部長、3点目、4点目につきましては産業建設部長にそれぞれ御答弁をお願いいたします。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、森林セラピーの事業につきましての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

この森林セラピー事業につきましては、今年の夏でございます。いわゆる森林の持つ癒やし効果、こういったものを科学的に検証するという事で、今年の8月でございましたが、実証実験を行いました。そういった実証実験によりまして、この本巢市の外山地域以北を森林セラピー基地、さらにその区域内でも3つの遊歩道をセラピーロードということで、この3月にこの森林セラピーの認定を受けるという予定で、今進めているところでございます。今後、この森林セラピーを活用いたしまして、市内外からの観光交流人口の増加を図っていくということを目的といたしております、今回、所要の予算を計上させていただいたというものでございます。

具体的に申し上げさせていただきますと、まず委託の内容でございますが、森林セラピーのいわゆるキックオフイベントということで、秋を目途に考えておりますが、この秋ごろにキックオフイベントを開催するという経費でございますとか、また森林セラピーのガイド、いわゆる散策をされる方の案内役をされるようなガイドの養成、こういったこと。また、森林セラピー食ということで、お弁当でありますとか、いろんな料理を森林セラピー弁当というような形で売り出していく、こういったことの開発業務でありますとか、さらにはそのセラピー事業を今後どういう形で運営をしていくかということでのサポートなど、こういった形を運営業務委託料として492万5,000円を計上させていただいて、委託をしていきたいというふうに思っております。

その委託先でございますが、今年度、森林セラピー活性化プログラムの策定をいたしておりますが、このプログラムの委託先を中心に委託をして進めていきたいというふうに思っております。当然、まだ契約前でございますので、こういった形になるかわかりませんが、そういった実績のあるところを中心に考えていきたいというふうに思っております。

それから、そのほかの内容でございますが、消耗品関係が335万3,000円ということで上がっておりますが、この内容でございますが、森林セラピーをPRするために、そのロードを利用され、またうすずみ温泉に宿泊をされた方に、市の特産品をお配りするというような形で利用増を図ってきたいというようなことで、その特産品に要する費用として、主に消耗品として計上をさせていただいております。

そのほかといたしましては、キックオフイベント開催時に、昨年の大まんぷく祭でグランプリに輝きました本巢の豚汁、この豚汁をイベント時にお見えになった方に提供していくといったようなことでの報償費4万8,000円、それからその調理に要する燃料費7,000円。さらには、キックオフイベントの招待者への案内に係る通信運搬費1万4,000円、それからもう1つ大きなものとして、セラピーロード3カ所の案内看板、こういった看板を設置して、そのロードを周知していく、こういったことでの設置工事費84万3,000円。それから最後に、備品購入といたしまして4万4,000円計上いたしておりますが、セラピー効果を体感していただくための血圧計でありますとか、アミラーゼ測定器、こういったものの備品の購入に充てさせていくということで、今回計上させていただきました。

それと、次に移住定住促進補助金につきましてでございますが、今回この移住定住促進補助金につきましては、地域住民生活等緊急支援のための地方創生先行型交付金を活用して、若い子育て世代の転入を促進するというのを目的といたしまして計上させていただいたものでございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、若い世代が、本当に今度は逆に市外へ出る流出を食い止める、こういったことも本当に非常に重要なことであると。招き入れることばかりじゃなくて、出ていかれることを防ぐ、こういった手だてを講ずることも非常に重要なことであるというふうには認識いたしております。先ほど申しましたように、今回はその交付金を活用した中で、いわゆる転入増を図る取り組みという形で、こういった補助制度を設けて取り組んでいくということでございます。今後、新年度におきまして策定をする予定でございます総合戦略の中においても、そういったことも踏まえて、よく検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

御質問のまず1つ目、観光アプリ作成委託料に係る文殊の森の関係でございますが、こちらにつきましては、ナビサイトに森林セラピーとして認定される文殊の森のコースを使えるアプリを構築して、セラピーロードとしての有効活用を図ってまいりたいというふうに考えておる事業でございます。こちらにつきましても、地方創生の関係の補助金を使うものでございます。

今お話のございました文殊の森から権現山の山頂を経て、本巢幼稚園跡地のほうに行くコースのことだというふうに理解しておりますが、そのコースにつきましては、地元の有志の皆様で、草刈り等、あるいは伐採等をしていただいておりますものでございまして、市が現在管理しているものではないので、今回は文殊の森のコースをメインにそういうアプリを作成してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう1つの都市計画の関係で、狹隘道路後退用地整備事業の関連でございますが、こちらにつきましては、用地測量の業務委託料55万円の減、それから狹隘道路の後退用地の補強工事として150万円の減。それから、狹隘道路後退用地整備事業補助金100万円の減というふうにさせていただきます。これにつきましては、平成22年度の都市計画の選定の際に、議員の皆様か

らの御要望でこの制度を創設させていただいたものでございまして、当時は寄附していただく物につきましては、移設撤去費の2分の1、上限30万円、無償譲渡の場合には4分の1、15万円というふうで制度をつくらせていただいておりますが、なかなかそれでは御理解いただけないというふうなこともございまして、平成25年度に用地測量の分筆に係る経費は市で全額持たせていただくというふうなことで、該当する皆様にも御説明を申し上げ、事業を進めておるところでございしますが、なかなか御理解が得られることができず、平成22年度から現在までに4件の御協力をいただいております。

今後につきましても、さらに該当者に御説明を申し上げ、事業を進めてまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の移住定住の問題については、問題提起ですので、総合戦略の中で検討したいということで結構でございます。

観光アプリの関係では、今回は言われたとおりだというふうに思いますけれども、せっかくこのアプリを見て文殊の森へ来た。それでその文殊の周りはどうなっているのかわからない、けれども本当は通れるんだよということを知らなければ、せっかく整備しても行かれないという残念な状態になりますので、非常に見晴らしもいいところですので、市が管理していない、個人の所有者だという部分もありますけれども、了解が得られれば可能性としてこういうアプリに紹介することができると思うんですね。市が管理しているセラピーロードはここですよ、それ以外にもこういうものがありますよという、やり方次第だと思うんですね。だから今回の部分では結構ですけども、次のステップとしてそういったことも考えていけないかというふうに思っています。その点について考えがあったら伺いたしたいと思います。

もう1つは、道路後退用地の問題では、確かに寄附をされた場合に市が整備しますよということでもやりましたけれども、その後それだけでは非常に大変だということで、補助制度といいますか、助成制度をつくってほしいということでつくってもらいました。その制度自体については結構なんですけれども、途中で改定されたりして、でももともとの部分で寄附をすればというところが、例えば広い道路であれば用地は買収、狭いから、もうこれは狭隘道路だから寄附をしなければできませんよという話はやっぱり不合理だと思うんで、だからその点で現実には進まないんだろうというふうに思わざるを得ません。だから、その辺を含めた再検討が必要ではないかということで申し上げますけれどもいかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

まず1つ目、文殊の森の散策道路と申しますか、尾根道の関係につきましては、今後は地元の皆様、御有志の皆様で管理をしていただいているという部分もございますし、個人の所有地、あるいは法人の所有地というようなことで、その辺のこともありますので、地元の皆様とも御協議しながら、今後検討はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、狭隘道路の関係でございますが、今のところ4メートル未満の道路改良については御寄附をいただいておりますというようなこともございますし、この後退用地についても寄附をいただいておりますというようなことでございますが、今のところ地元の皆様からそういう要望というか、例えば買収してほしいというような御意見は余りお聞きするようなことはないんですけれども、道路改良についても、狭隘道路の道路改良についての要望は少ないんですけれども、御相談しながら検討はしてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

2点ほどお聞きいたします。

予算書の14ページ、企画費でございます。節13の委託料、地方版総合戦略策定費用、並びに策定委託料でございますが、これは人口減少の克服と、本巢市のさらなる創生を確実に実現するために、地方創生先行型の交付金による地方版総合戦略の費用だと理解をいたしております。また、これは今後におきましても、大変大切な部分だと考えておりますが、策定の段階で、審議会策定委員会報酬、これは各会の代表で審議する委員の報酬かと思っております。また、策定委託料でございますが、いわゆる処方箋づくりでございますが、これを委託でコンサルに出すのかと思っております。やはりこういう大切なものをコンサルに出し、またそれを段階や策定後に検証していくことになると思っておりますが、地方の創生や人口減少問題の課題に課題を持って立ち向かうと、また将来にわたり、地域に合った課題をどのような施策の戦略に策定して解決をしていくかが大切な部分だと思うわけですが、この処方箋づくりでございますが、委託ではなくて、庁内の職員で構成するプロジェクトチームとか、また推進本部、そういうものは設ける考えはあるのかないのかわかりませんが、やはりそういう形の中で進めたほうが、より現場を熟知した、この地域の課題がわかり、職員にいたしましても、後日実行に当たり、大変効果があるものだと考えておりますが、その点はいかがでございますか。

**○議長（黒田芳弘君）**

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

では、お答えをさせていただきます。

この地方版総合戦略策定委託料の計上をさせていただいておりますが、当然全てこ

の委託で作成するということではございません。国からの産官学金労というようなことで、あらゆる分野の方が携わった中で、この地方版の総合戦略を作成するようというところでございます。当然、その職員の中にも、推進本部を立ち上げ、また職員の知恵を出して、こういった戦略をつくっていきたいということでございますので、あくまでも手助けという部分での委託でございまして、市はあくまでも、私ども職員であり、それぞれの分野の方の御意見を聞きながら、この戦略を策定していきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

結構でございます。これは繰越明許になっておりますので、よくまた検討をして、実のあるものにしていただきたいなど、こんなふうに思っております。

それからもう1点、予算書の18ページ、林業振興費、委託料及び負担金、補助及び交付金で763万2,000円の減額となっております。これは委託料は当初計画の施業計画より、森林総合研究所の造林、保育、施業面積が減額されたものなのか、またその減額されたものであるならば、その施業の面積はどの程度減額されているのか。また、負担金、補助金及び交付金、前年度実施した数値をもとに予算を計上されたのだと思いますが、これも減額になっております。どれだけ施業面積などが減ったのか、その数値はわかりますか。

○議長（黒田芳弘君）

林政部長 小野島広人君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得（小野島広人君）

まず、1点目の委託料のほうの減額で造林保育委託料でございますけれども、これは森林総合研究所からの委託事業でございまして、森林総合研究所が国のほうに事業採択を要望しましてという形で行われ、その決定したのものについて市のほうが100%のトンネル事業という形で実施しているものでございますけれども、今年度におきましては、間伐と獣害防除のテープ巻きの事業については、国のほうで採択されたわけでございますけれども、間伐のみの事業については、事業採択ができなかったということで、今回減額させていただいたものでございます。

また、負担金、補助及び交付金の関係の間伐搬出モデル、間伐促進につきましても、これにつきましては、各事業体が県のほうで事業認定を申請したわけでございますけれども、一部その部分が採択されなかったことによる、いわゆる市のほうのかき上げの補助金でございまして、その分の上乗せする補助金が減額したということでございます。

また、面積につきましては、ちょっと今現在、手元には持っておりませんので、また後ほどでも御説明させていただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

10番 道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

本来であるなら、やはり減額をされた部分については作業道が何メートル、また間伐が何ヘクタール、これだけのものが減ったからこの金額ですよと言っただけかなと思ったわけですが、後で結構でございます。こういうことをなぜ私が言うかといいますと、まだまだ山は整備をしていかななくてはならない。そういうことでございますので、予算の性質上、県、国の絡みがあって非常に難しい問題もあろうかと思いますが、やはり予算を計上していただいたんであるんならば、それを有効に使って、少しでも山の整備を行っていただきたいと。そういう考えから今質問をさせていただきましたので、また数値については後日で結構でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

土木費の関係でございますが、国のメニューの一つであると思いますが、社会資本整備総合交付金事業、土木費の中の割合としては非常に大きな減額になっております。一文で御説明はありますが、もう少し具体的に御説明をお願いしたいと思います。

昨今、市長を初め、議員の皆さんも国のほうへ、東京のほうへ陳情したり、いろいろ活動してはおるんですが、こんなふうな減額というのはどういうことかなということを特に知りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

社会資本総合整備交付金につきましては、当初の予算要求額の6割程度の交付決定がございまして、その内容につきましては、市の予定しておりました工事の減額をしております。まず、例えばでございますが、7号線の工事の維持運用分、あるいは糸貫1109号線の大構橋の工事の見送り、それから根尾須合橋の入札差金による減額、あるいは土地購入費等、用地の購入費等の減額をその分に充てて、ことしできなかった分については、平成27年度に予算要求をしておるものでございまして、以前は、それこそ3年、4年ほど前は、結構要求額満額程度いただいておりますが、最近は本当に7割、6割というような交付決定額が来ておまして、来年度以降も、例えば長良糸貫線の社会資本整備事業というのは推進していかんというようなことがございまして、県のほう、あるいは国のほうにもっといただきたいというふうなことで要求しておる次第でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

2番 江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

ぜひとも、今後とも強い要求をお願いして、できるだけ獲得していただけることを期待しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時50分からお願いします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時51分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開します。

---

日程第22 議案第23号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第22、議案第23号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第23号 平成26年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第23 議案第24号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第23、議案第24号 平成26年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

##### ○18番（鵜飼静雄君）

1点だけ伺いますが、6ページで保険料の収入がありますが、この中で目についたのが、普通徴収の保険料、補正前で7,189万8,000円、今回の補正額で1,557万5,000円ということで、非常に多くの補正がございます。普通徴収がそれほどふえるというのが余りないことではないかというふうに思うんですが、その原因として普通徴収の対象者が比率的にも人数的にもより多くなったのか、あるいは徴収率をぐんと上げたのか、そのあたりの事情について御説明をお願いいたします。

##### ○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

##### ○市民環境部長（片岡俊明君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

普通徴収につきましては、1,557万5,000円の増額となっておりますところでございますが、その理由といたしましては、被保険者の基準所得金額の増加によるものでございます。普通徴収と特徴と合

わせてでございますが、対象となっております基準所得金額でございますが、およそ19億100万円のところが、22億2,500万円ほどへ増加をしているところによるものでございます。

今、議員御指摘の比率のことでございますが、被保険者の割合としましては特別徴収の方が64%、普通徴収の方が36%ということでございますが、前年より普通徴収の割合がふえているところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第24号 平成26年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第24 議案第25号（委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第24、議案第25号 平成27年度本巣市一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、委員会付託を省略し、総務委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、それぞれの所管の常任委員会において協議を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第25号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する各常任委員会において協議することに決定いたしました。

---

日程第25 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第25、議案第26号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26 議案第27号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第26、議案第27号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27 議案第28号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第27、議案第28号 平成27年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第28 議案第29号（質疑・委員会付託）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第28、議案第29号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第29 議案第30号（質疑・委員会付託）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第29、議案第30号 平成27年度本巣市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第30 議案第31号（質疑・委員会付託）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第30、議案第31号 平成27年度本巣市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、産業建設委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 散会の宣告

##### ○議長（黒田芳弘君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

3月16日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

産業建設委員会は、3月19日木曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室において、総務企画委員会は、3月20日金曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会は、3月23日月曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室において、それぞれ開催いたします。

本日はこれにて散会をいたします。長時間お疲れさまでした。

午前11時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員